

(部内資料)

婦 人 少 年 問 題 審 議 会

第 2 回

婦 人 勞 働 部 会 要 録

昭 和 3 8 年 1 1 月

婦 人 勞 働 課

(附錄內附)

人體生理學

回 5 頁

人體生理學

人體生理學

人體生理學

七

婦人少年問題密議会

第2回 婦人勞働部会要録

日時 昭和38年 11月 25日

午前 10時 ~ 13時

場所 労働省第4会議室

司会 渡辺部会長

出席者 (五十音順)

(氏名)

(役職名)

委員

江 幡 清	朝日新聞論説副主幹
斎 藤 正 子	山野千枝子ビューティサロン美容師
多 田 とよ子	全職同盟寄宿舍対策副部長
中 山 三 郎	日経連常務理事、教育部長
縫 田 暉 子	NHK解説委員
平 田 富太郎	早稲田大学政経学部長、中労委委員
渡 辺 華 子	評論家

事務局

谷 野 せ づ	労働省婦人少年局長
大 羽 綾 子	労働省婦人少年局婦人労働課長

I あいさつ及び国連婦人の地位委員会についての説明

部会長 あいさつ

此の部会における審議の目的は、婦人労働力の有効活用に関する方策についてであると思う。

その前に一言御相談申し上げたいことは、この審議会で話合つたことを、短い形の答申又は建議のようなものとするか、毎回の要録のなかから、大事なことをとつて、一冊のレポートの形にするか、その処理、方法についてどのような形のものにするか、お考えおきいただき、適当な機会におはかりしたいと思う。

今日の審議は、婦人の有効活用の基本的な考え方をまとめて行くことであるが、その有効活用とは、誰からみた有効活用にするかという奥むづかしいが、審議会としては働く者一人一人からみた有効活用であり、また国全体、公共の福祉からみた有効活用であり、それから個人個人と国をつなぐ中間の、民主主義としては大事な、結社としての団体からの有効活用であり、この三者の納得のゆく活用でなければならぬと思う。

原則論で、しかも、お台目に終ることなく、具体的なものでなければならぬと思う。

今日の審議の資料として「婦人労働の実情」と「婦人労働力有効活用関係資料」を参照していただきたい。

『婦人労力の実情』は、最近の雇用傾向の動きの中で、婦人の労働力をどういう風にみて行ったらよいかという二つのまとめであり、その中でも細かくいうと、若年労働力の不足、既婚婦人、中高年層婦人労働者の職場への進出が大きな問題になっている。

中高年層婦人の職業対策も、以前は未亡人算を中心として、仕事がなく困る。或は仕事をしようとしても、特殊技能がなく、就労がむづかしいといった問題があつて、建議も出されたが、現在は少し問題も変つて来て、若年労働力不足の解決策としての中高年層婦人の活用問題が出てきている。これは女子だけでなく、男子にも言えるかも知れないが、雇用傾向の過渡期のため、中高年者が出て来たのだと思うが、技術のない婦人、またあつても適材適所につけないということがあり、中高年層婦人の技能、技術ということも、若年労働力の不足、既婚婦人、中高年層婦人の職場進出算の問題とあわせ、お考えおきいただきたい。

また最近の傾向の中で、低収入層の賃金の上昇がみられる。初任給の上昇が言われているが、これは労働の価値として高められているのかどうか判らない、労働力の不足向

題の一例として、看護婦問題もある。このようなケースもなかなか深刻であり、考えてゆきたい。

「婦人勞働力有効活用関係資料」は、最近の産業構造の変化の中における婦人勞働の問題があげられているが、その中の問題点として

① 地域間の勞働力供給のアンバランスがおこって来ている。

② 一、二次産業から、オニ、オ三次産業に勞働力が多くなる中で、婦人の勞働の価値が弃られて行くかどうか。

③ 賃金体系の変化と婦人勞働の問題がある。賃金体系は婦人だけの問題でなく、国中全体の男女あわせての非常に大きな課題であり、これをつつ込んで行けば、取
務評価、取階などの問題がおこってくるが、その中で、
婦人の勞働力の利用を考えて行かなければならない。

④ 高収入低就業問題がある。

産業構造の変化としては、現在の勞働力の分配に関係しており、農村に影響が多く出てくることと思うが、
農業の維持とのバランスにおいて考えてゆかなければ
ならないと思う。

以上は審議の1つの要奥としてあげたが、その他にも、

御指摘いただかなければならないことがあると思うが、とにかく有効活用を考える時に、何を基本と考えて行かなければならないかを段々しぼってお話合いただきたい。

それからILOの来年のオックスフォード回会では、主要議題として、婦人労働問題がとりあげられることになっており、この審議会として、それにそなえるということではないか、ごく最近まで谷野局長が国連婦人の地位委員会の委員として、出席しておられたので、現在婦人の地位委員会においては、どのような問題が取りあげられているか、また国際的問題はどのように方向づけられているか、ここで審議することとも関係があるので、参考にお話をうかがいたいと思う。

谷野婦人少年局長

婦人の地位委員会でどんなことが話されているかという点について、広い立場でお話したい。

婦人の地位委員会は、国連憲章にもとづく、男女平等の理想実現のための国際協力機関で、個人の尊厳ということから婦人の地位を考えている。

討論されている議題としては、婦人の政治参加の権利、教育を受ける権利、或は私法上の婦人の地位、たとえば結

婚、離婚、親権、財産権、相続の権利等、これらに対する男女平等の問題である。また経済的な機会という議題があつて、婦人の労働と非常に関係の深い問題が議論されてお
り、ここでは男女同一賃金の原則をすすめること、また取
場での性にもとづく差別を廃止することなどを取り
あげており、この二つのことに関しては、国際条約があつ
てこれらの国際労働条約を採択する基礎的な要求を、この
婦人の地位委員会がすすめたわけである。

経済的機会では、専門的職業における婦人の地位の向上
ということ、最近教育の機会均等が実施されており、高
い専門的教育をうける婦人が増えているが、その進出が充
分でないという観点から、たとえば法務、統計、建築エン
지니어等の専門的職業への職業進出について再三討議さ
れている。また婦人の経済的機会を高めるためには、婦人
の職業指導、職業補導を高めることが、特に必要である。
技術革新とか、テクノロジー(technology)が進んでく
るにつれて、婦人が中高年になつてから職業につくことが
各国とも容易になる傾向があるが職業訓練等の門戸はとざ
されており、とくに中高年層の労働力活用を前提に、職業
教育技術訓練の必要性を、この婦人の地位委員会が、IL

に要求してその調査の報告を求め、それを議題としてすすめようとしている。

また婦人労働者に対する労働保護上の問題がある。産前産後の休業等母性保護について法制上の規制があることによって、婦人の経済的機会に与える影響、或は母性保護の限界と婦人の経済的機会との間には、何か問題があるのではないか、ということで、現在ILOに対して調査の要求をしている。

また最近の国際状況から言うと、労働時間の短縮の傾向、中高年婦人の取場進出、また取業が専門的にすすむと、家庭生活に責任のある婦人が充分に経済的機会を伸すことが出来るようにして行くことが、重要な問題であるということから、これらの問題を論議している。結局、子供がある者が働くということが、子供に影響をあたえるか、またどのような社会施設が必要なのか、この人達に必要な社会保障は何か、つまり法制上の問題としてはどういうことが考えられるかということが論議されているが、まだ結論は出ていない。例えば托児所をどういうアプローチであつたらよいか、国がやるべきかどうか、という問題もあるが、こう言つたことは働く婦人に対しては、重要なことであり、

ILOに調査を要求中である。

また退職年令と年金を受ける年令を、男女平等にすべきかどうか、という点についても論議をすすめている。これらなかなか国の経済体制、その他によって一致点を見出すことは困難であるが、今年の委員会では、男女平等の理想にすすむことが望ましいという、国際的傾向があるので、退職年令、年金受給権の男女平等の問題は、その国の経済の体制に従ってそれぞれの国が男女平等の理想をめざしてフレキシブル(*flexible*)にすすむことが望ましいという結論であった。

また税法上の問題もあっている。

ヨーロッパでは家庭生活に責任のある婦人が多く働いているが、婦人の収入が夫の収入とあわせ累進的に税金がとられているのでは、婦人が働いた経済的な意味がないので、それは日本のように個人税制にすべきだということを、ヨーロッパ特にフランスと思うが、婦人団体の要求により審議しているが、税法ということになれば、各国の実情により複雑であるので結論は出されていない。

その他、パートタイム労働、家内労働ということについても論議された。

丁度今年の婦人の地位委員会において、ILOの事務当

局から、ノタム4年の国際労働会議において、「変動する
世界における婦人労働者」という題で、婦人問題をあつか
うという報告がされたので、婦人の地位委員会においては、
いろいろの角度から国際労働総会でのこの問題のアプロ
ーチについての要求を出した。オノ氏は労働時間短縮、労働
力不足、或いは中高年婦人労働者の就業という問題が重要
であるので、ぜひ家庭に責任を持つ婦人の問題をとりあげ
るようにすることと、特に此の場合、パートタイム労働は
重要かつ問題であるので、考えてほしいということである。

今ひとつは、中高年婦人が働くことのできることは、取
業輔導、職業教育、更に家庭に責任ある婦人が働くことを
可能とする、社会法制、いわゆる労働保護上の法制、協約、
社会施設その他についての検討の要求が出された。

そして最後に、この総会には労働組合、中立等婦人の代
表、顧問を出席するだけ多数出席させるよう、要望が出され
た。

そして来年の国際労働総会の結果については、婦人の地
位委員会で報告を受け、それによつては、婦人の地位委員
会で、また今後の討議をすすめるということになるのだら

うと思う。

部会長

賛成は審議の中に入れてもよいと思うか。何かあるか。

Ⅱ オノ回婦人労働部会要録案の承認について

全頁承認

Ⅲ 審議

各委員より労働力の有効活用についての基本的な考え方について、次のような問題の提起があり、意見の交換が行われた。

1. 賃金構造と男女賃金格差について
2. 婦人に特有な取業の評価について
3. 婦人の取業に対する忠誠心について
4. 取場への定着性について
5. 家庭に責任をもつ働く婦人の問題について
6. 技術革新に伴う婦人労働の問題について
7. 母性保護について
8. 取業紹介について
1. 賃金構造と男女賃金格差について
 - (1) 各国で男女賃金格差が問題になっており、取階を含む賃金体系の変化がおこってきていると思う。日本の

場合、賃金構造迄含めて問題になっていると思うが、
このようなことは、他の国にはあまりみられないと思
う。

(2) 外国では日本のような、仕事中心の賃金体系に切り
かえようとすることはみられない。これは日本のよう
に急激な労働関係と雇用構造の変化がおこった国の特
有の問題と思う。

(3) 外国、特にヨーロッパ諸国では、EEC(市場の共同
化)問題で急激に男女同一賃金にしなければならなくな
り、その場合も、胡弓など一律に%をひきあげてい
るようである。日本のように構造問題迄は考えられて
いないようである。

(4) 日本での取替評価は、外国と違う。

日本は取替が固定していて、そこに人をはめ込んでゆ
くという、取替中心であって、男女格差の撤廃も取替
を中心としている。

(5) 日本では賃金問題で、男女の性別がはっきりした線
が沢山あって、そこに解決しなければならない問題が
あり、外国と同じ線では、問題を解決することはむづ
かしいと思う。

16) 今の日本の賃金構造の中では、男女差はないと思う。
それをあてはめる時に、性による能力の違いで差が出るのだと思う。

17) 現在、賃金の変化は、男も女も含めその変化が来ているが、それはそうした変化ではないように思う。
年功序列体系、取能給等といわれるが、従来の年功賃金はやはり無視出来ない。ただ年功では婦人の賃金が少し下がっており、全体として変る中で、婦人の賃金も変ってきていると思う。

2. 婦人に特有な取業の評価について

18) 日本では、婦人に特有な取業の評価が、同じような種類の仕事をしている男子より、低くなされていると思う。

19) 日本の場合、男女同一ということと、男女平等ということが混同されているところに問題がある。婦人には子供を育てるという特能的な違いがあり、その特能的な違いを前提とした平等であるべきだ。

20) 仕事に上下の関係があっても、それぞれのウエイトは変わらない。婦人の仕事は下の方だから、どんどん変わった方がよいとも思っていないが、ただ婦人はいつやめるかわからないというように不特定であり、その

ため終身雇用の日本では、企業が婦人労働にたよりきれないということになる。

(11) 婦人の新しい取場が出てくると、その格付をどうするかという問題がおこって来る。

(12) 個人の能力とか、仕事に対する熱心さの査定は、男子も男子と同じように査定することが必要と思う。男子の仕事が単純化して行くことにより、女子の仕事の評価もあがって行くと思う。

(13) 現在看護婦のなり手が少なくなった。看護婦は全般的にみて、組合もなく、賃金のうらづけがないのに、資格だけを要求するところに問題がある。また看護婦は医者の命令をうけなければ仕事は出来ないが、職種としては確立しており、その使い分けが混同してしまうらしい。

(14) 東京都などで行っているホームヘルパーには、医学的知識を持った保健婦等になるのが望ましいが、資格のある人は、待遇が悪いのでなりたがらない。労働機関と連絡をとって、労働のダンピングにならないようにしたらと思う。

3. 婦人の職業に対する忠誠心について。

(15) アメリカ人の勤労観は、一般に忠誠心 (loyalty) があるように言われるが、婦人の職業に対する忠誠心は低いようである。教育が低いために職種、待遇がよいくないということ、つまり教育の問題と、更に家庭における問題等が、婦人の職業に対する忠誠心を低めていると言えると思う。

(16) 一般的に言つて、婦人は男子よりも職場において、上に上がつて行こうとする意欲が薄い。

(17) 意欲のあるないは、個人の差で男女同じと思う。その価値の基準がなければならないと思う。

(18) 婦人の勤続は、3年ほど、結婚により職をはなれる人が多く、その後何年かたつてまた働きに出たりするが、婦人の仕事が中断されるのは、男の人の要求によることでもあり、これらのことから、女の人の職業に対する忠誠心がないと言われても、それは人により違うことだと思う。

(19) 日本の婦人が、職業に対する忠誠心がないということとは、男子の考え方が相当に影響していると思う。女の人が働くということに対しての、社会一般の基本的な考え方ができていないように思う。

(20) 婦人の忠誠心は、婦人の勤めが男と違って継続的でないという、雇主の方からの問題となる。

4. 取組への定着性について

(21) 紡績の勤続年数は、3年余で短い。やめる勤めは別にないらしく、他人がやめると言うことで、簡単にやめる。いわゆるB女になりたがる。

(22) 紡績は企業のなかに浸りきりである。組合活動も企業のなか、学校も企業のなか、しかも寄宿舎制度であり、何の発展もなく、結局やめたくなるのだと思う。紡績機械を動かすことを覚えても、生活には何にも役立たないので、美容学校でもつくつたらという声もある。

(23) 繊維産業は出稼ぎという特殊性から働く婦人は、腰が落着かない傾向がある。それは仕事そのものが単純であり、取組評価の低さもある。

5. 家庭に責任をもつ働く婦人の問題について

—— 主として保育問題を中心として ——

(24) 一般的なみかたとして、女の人には家庭オアという考え方が大きく影響している。厚生省の中央児童福祉審議会の行なつた、幼児期教育は母親がすべきだという報告の内容も、この審議会で検討の必要があると思う。

(25) 幼児期の教育は、母親が家庭にいてすべきだという考えは、米国やソ連でも共通だと思う。ソ連の給与体系は扶養制ではないので、一部低所得層では、夫婦とも働く必要があるが、ここ2、3年のソ連は、子供がいる婦人は、働きに出るなという方向になって来た。フルシチョフになってからの保守的な傾向によると思う。

(26) 婦人は家庭にかえれ、という場合、その婦人がついている労力の質により問題が違って来ると思う。土建等の肉体労力では、家庭に帰れということに意味があると思う。また技術革新に伴なう面もあり、ソ連で、婦人は家庭にかえれと言われているのは、保守的な考えから出たのではなく、そのようなことが出来る状態になったとみるべきではないか。

(27) 来年のILOの総会の議題である。働く婦人の問題に関連して、ILOから質問書が来ているが、この中に「家庭に責任をもつ婦人が、家庭にとどまるか、外に働くかを自由に選択する事を可能にする条件をつくるために、政府や団体はそれぞれどのような活動を推進すべきであるか」という一般的、原則的な内容の質問

がなされている。

48) 有夫者で技術を持つ婦人が、転勤問題に直面した場合、転勤すべきだ、或は、転勤すべきではない、と画一的に考えがちであるが、それはケースバイケースで考えるべきであり、その中で社会の变化に応じて、いろいろな解決法が出てくると思う。農村の出稼ぎはこの例に入ろう。

49) 家庭に責任のある婦人の転勤問題は、賃金の問題とも、深く関連している。

6. 技術革新に伴なう婦人労力の問題について

50) 単純作業は女が適しているから使っているのか、又は女が賃金が安いからなのか。

51) 単純労力は男ではだめで、女に頼っており、今のところ学卒者でまかなっているが、今後労力不足が続けば、中高年層にたよらざるを得なくなる。

52) 単純労力は、男子では1日も勤まらないので、女子をつかっている。

53) オートメーションにより、紡績でもほとんど手のかからない作業となつて来ており、今後更に女子が入つて来ると思う。ただ繊維産業でも、化学方面は深夜業

があるので、今後も男子となるだろう。

(34) オートメーションにより、男子の仕事が単純化されると、男子は仕事にあき易く、配置がえすることもある。一般に男子は回転が早い。

(35) ヨーロッパでは、男子の仕事も、オートメーションより監視労働などが多くなり、男子が単純労働にたえられないことから、時短要求が出てくるという傾向があるので、単純作業適応は、男女とも同じではないか。

(36) オートメーションによつて、女の取扱は、過程では減少するが、一部では広くなるのではないか。女子労働は、労働基準法の保護もあり、家庭の負担がある等、特殊であり、その上にたつて男子と同じにやれる取扱はどこか、又女子の特殊な部門はどこか、をみい出してゆくべきと思う。

(37) いま婦人労働課で、婦人の雇用に関する調査をしたが、その中で、新しく出てきた取種、取扱についても結果をまとめており、現段階では広がる面が多いようである。

ス 母性保護に関して

(38) ILO ノス号の批准問題があるが、諸外国では出

産は国が保障しているので批准出来るが、日本は自己負担であるため問題となる。

(37) 医療全体を国営化した国は問題がないが、日本の場合は、健康保険制度と国の負担する部分の区別の考え方に問題が残っている。

(40) 近年出産率も低下しており、出産費ぐらひは国が負担すればよいと思う。また産前産後休暇も短かいと思う。こう言つたことの調整がはかられなければ、男女平等とは言えない。これらのことは労働保護の面からも推進すべきであると思う。

8. 職業紹介について

(41) 資料によれば、紹介件数が減少してきており、紹介件数と就職件数に巾がある。

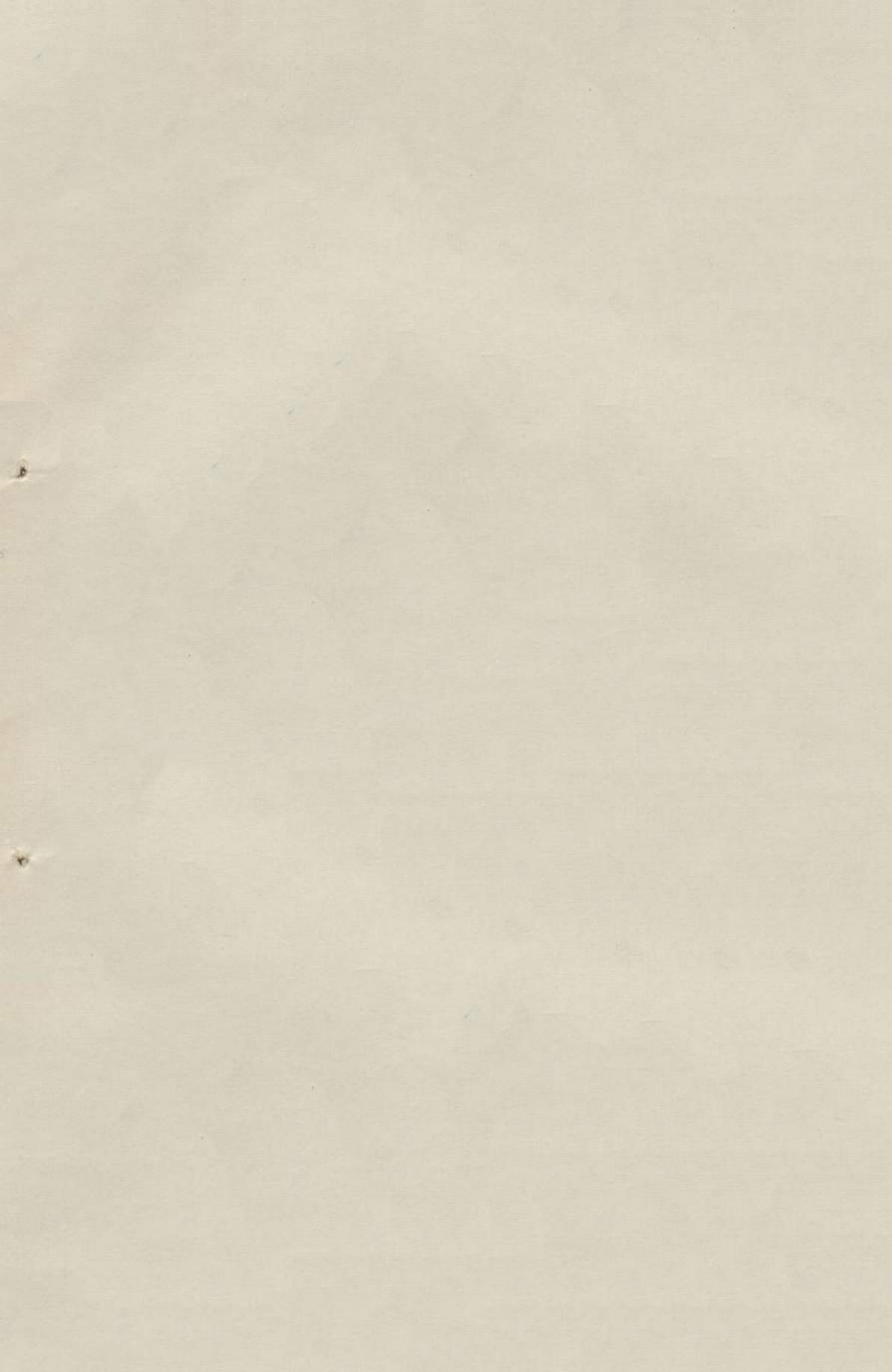
(42) 職業安定所の利用は、中学、高校の新学卒が中心で、一般の利用は減少してきており、利用主体は学卒者となっている。

(43) エ、オ人の中高年者の声ではあるが、安定所では労働条件が低く、希望条件があわないため、安定所は利用しないということが言われている。

(44) 労働力不足が強ければ、職業安定所を利用しない傾向が強くなるだろう。

(45) 職業安定所にかけ込めば、中高年者でも良い職があり、良い身分保障が得られるということになればよいと思う。そういうこともア尺の必要があると思う。

(以 上)



婦人少年問題審議会才2回婦人労働部会要録訂正箇所

		(誤)	(正)
10頁	12段	3. 婦人の取業に対する「忠誠心」について	3. 婦人の取業に対する「意識」について
11頁	4～7段	(2) 外国では ----- 以下畧	(2) は全文カット
11頁	13～16段	(4) 日本での ----- 以下畧	(4) は全文カット
13頁	10段	的にみて、組合もなく、 -----	的にみて「大きな病院以外は組合も「少」なく、 -----
13頁	15～16段	ホーム・ヘルパーには「医学的知識を持った」保健婦「等」になる -----	ホーム・ヘルパーには、「有資格者の」保健婦「その他」になる -----
13頁	20段	3. 婦人の取業に対する「忠誠心」について	3. 婦人の取業に対する「意識」について
14頁	1～2段	一般に「忠誠心 (loyalty) がある」ように言われるが、婦人の取業に対する「忠誠心」は -----	一般に「取業に対する意識が高い」ように言われるが、婦人の取業に対する「意識」は -----
14頁	5, 15, 17段	----- 「忠誠心」 -----	----- 「意識」 -----
14頁	10段	価値の基準	価値「評価の男女共通の」基準
15頁	1段	(20) 婦人の「忠誠心」は	(20) 婦人の「取業に対する意識」は、
16頁	6～7段	「フルシ子ヨフになつてからの保守的な傾向によると思う」。	「社会の単位としての家庭を強調する傾向になった事や、また保育所の絶対数も足りないことによると思うが、筋肉労働にたづさわっていた人達が家庭に帰って生活できる水準になったということもある」。
18頁	15段	(37) 「いま」婦人労働課で -----	(37) 婦人労働課で -----
18頁	16段	その中で -----	「いま」その中で -----
18頁	20段	(38) ILO 102号の -----	(38) ILO 「条約」 102号の -----
19頁	14段	(42) 中学、高校の新「学」卒が中心で	(42) 中学、高校の新卒「者」が中心で、
		(注) 「 」の中をカット	(注) 「 」の中を加える

